

# 公益財団法人恵国際交流財団 令和2年度 奨学生募集要項

## 1. 趣旨

公益財団法人恵国際交流財団(以下、「本財団」と表記する)は、日本からの諸外国へ私費留学生として留学する者のうち、学力ほか、文化芸術、スポーツの分野において成績優秀でありながら、経済的理由により学業の継続が困難な者に対して「奨学援助」を行い、諸外国との国際友好親善および人材の育成に寄与することを目的としています。

## 2. 奨学生の応募資格

(1)応募時に日本国籍を有し、かつ以下の国の大学・大学院、または、これに類似する専門的教育機関(以降、これらの機関を総称し「学校」と表記する)へ正規留学生として留学している者、または留学が決定した者

留学対象国(アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・スイス・オーストラリア・カナダ)

ただし、上記留学対象国以外の国家、または地域へ留学する場合、本財団が認めることにより奨学金支給の対象となることもあります

(2)学業、人物ともに優秀である者

(3)日本の教育機関(高校・大学・大学院・専門学校等)に在学中もしくは卒業した者、または本財団が特別に認める者

(4)就学のために経済的援助を必要とする者

(5)応募者の身元保証人を2名指名でき、かつ留学期間中傷害保険等に参加する者

(6)本財団に対し定期的に留学先での生活状況、学業、研究実績の報告を行える者

(7)留学期間中、または留学終了後、本財団の運営等に関わり、本財団が主催する行事や各種支援活動に参加し得る者

(8)諸外国の留学生と積極的に交流し、諸外国との国際友好親善に寄与できる者

(9)留学で得られた成果を日本国内での人材育成をはじめ、社会貢献で還元できる者

※過去に本財団より奨学金の支給を受けた奨学生も再度応募することができます

※他奨学金支給団体への支給申請において、本財団は併願や併給を可としますが、併願、または併給を不可とする他団体に申請済みの場合、本財団へのご応募はご遠慮いただきますようお願いいたします

## 3. 採用人員

年間 15 名以内

## 4. 奨学金の支給

(1)種類 返済義務のない給付型

(2)支給期間 留学期間中、1 年以内

(3)支給金額 月額 10 万円 (年額上限 120 万円)

(4)支給方法 年2回(定期提出書類初回受領月の翌々月末、留学終了報告書の提出を完了した月の翌月末)

日本国内の金融機関口座(応募者本人、または応募者ご家族の名義)へ送金

※定期提出書類の審査、または面談等で報告を受けた後、支給を決定します

## 5. 奨学金の支給打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給打ち切り、または支給済み奨学金の返還を求める場合があります。

- (1)留学先で相当な理由なく、1ヶ月以上長期欠席したとき
- (2)留学期間中、留学先を休学、または本財団の許可なく留学先以外へ留学(短期留学・語学留学含む)、公私による一時的な帰国、および留学目的以外の学業や就業活動(インターンシップ等)をしたとき
- (3)在学する学校における学籍を失ったとき
- (4)学則により処分を受けたとき
- (5)学業成績または素行が甚だ不良のとき
- (6)留学先で原級にとどまったとき(留年)、または卒業延期の恐れが生じたとき
- (7)応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (8)奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (9)その他留学生としての資格を失ったとき
- (10)本財団事務局と連絡が取れなくなったとき
- (11)本財団事務局からの指示や指導に従わなかったとき
- (12)本財団の支援者の名誉を傷つけたり、著しく迷惑をかけたとき
- (13)本財団の指定する期日までに報告書の提出がなかったとき

## 6. 応募の手続き

次の書類を揃えて、本財団に提出してください

- (1)奨学金申請書(1), (2) (所定の様式を使用)
- (2)履歴書(書式自由)
- (3)身上書(所定の様式を使用)
- (4)親又は保護者の承諾書(※応募時 20 歳に満たない場合、所定の様式を使用)
- (5)成績証明書(現課程のもの、封緘不要)

※ただし、現課程のものを入手できない場合は、前課程のものか、入学試験の成績、順位等がわかるもので代用すること

- (6)在学証明書、または、卒業(見込み含む)証明書(現学校等のもの、封緘不要)
- (7)留学先学校の合格通知書(入学許可書)、または入学決定通知書等の写し
- (8)留学 VISA の写し
- (9)外国語語学能力を証明できる書類の写し(直近のものが望ましい)

※日語、英語以外の書面の場合、日語または英語の翻訳書面を添付すること

※証明できる書類が用意できなければ、推薦教授等により語学能力に関する所感を奨学生推薦書(後述)に記入してもらうこと

- (10)奨学生推薦書(書式自由、応募者自薦不可、封入封緘)

・日語、英語のみ可とする。英語の場合、日語への翻訳は不要

・推薦理由、応募者の人物概評、外国語語学能力に関する所感等、推薦者本人が作成すること

・書面には推薦者の氏名(署名押印をする)ほか、所属先名、連絡先(所属先、または自宅の住所、電話番号、メールアドレス等)を記載のこと

※推薦者は、現在籍あるいは直近で卒業した学校の学校長、学部長、または直接の指導教員が望ましいが、これを限定しない。卒業数年を経た社会人等が応募する場合は、所属部課長等の推薦でも可とする

(11)自己 PR 文

A4 サイズ用紙を使用、1000 文字以上 2000 文字以内、横書き、ワープロ使用可

### ●注意事項

- ・上記(5)、(6)の書類は発行後1年以内の「原本」をご用意ください
- ・上記必要書類が何らかの都合により応募締切時までには用意できない場合は、応募書類発送時、理由書(書式自由)を添付することで、締切日以降用意でき次第提出でも可であるが、第二次審査日(後述)までに用意できない場合は、本財団にお問い合わせください
- ・所定の様式を使用する際は、様式を印刷出力し、応募者本人(承諾書は承諾者本人)が黒色のペン、または、ボールペンを使用し自筆記入すること(ワープロ使用不可)
- ・(10)および理由書を除く各書類は、正本 1 部、副本 5 部(モノクロコピー可)を提出すること

### 7. 応募締切日

令和 2 年 4 月 24 日(金)、本財団に書類必着

### 8. 選考

応募締切日後、本財団の選考委員会において応募者の奨学生採用選考を行います。

#### (1)第一次審査(書類選考)

- ・応募書類に著しい不備がある場合、審査対象から除外されます
- ・合否通知：5月下旬、電子媒体または書面発送にて行います
- ・第一次審査合格者へは第二次審査のご案内を差し上げます

#### (2)第二次審査(面接選考)

下記の日程で対面または通信機器(web カメラ等)を使用した審査を行います。

令和 2 年 6 月 15 日(月) 午後(日本時間)から、東京都内会議室 対面、または通信

- ・面接時間 20～30 分、面接日および面接開始時刻は本財団が指定し通知します
- ・面接会場は第二次審査のご案内時に通知します
- ・対面による面接を原則とします。通信機器使用による面接は、面接時帰国が困難な海外居住者等の事情があり、本財団が特別に認める者のみを対象とします。この場合、面接開始前に通信テストを実施します
- ・面接に伴い発生した交通費、設備費、通信費等の経費について、本財団は支給しませんのでご了承ください

### 9. 奨学生の決定

- ・第一次審査と第二次審査の報告書を元に選考委員会が最終審査を行い、本財団理事会の承認を経て最終合格者を決定します
- ・合否結果は、電子媒体、または書面発送にて、所属する学校、または応募者本人に通知します

- ・最終合格者へは下記壮行会のご案内を差し上げます
- ・合格者本人、またはその代理人による奨学生認定証の受領をもって合格が正式に確定されます

※第一次、第二次審査合格者で、他団体の奨学金支給の決定を受諾する等、本財団への応募、または奨学生採用を辞退される方は速やかにご連絡ください

#### 10. 奨学生壮行会の開催

最終合格された応募者に対し壮行会を開催いたします。この場において認定証の授与を行いますのでご出席をお願いします。なお、合格者のご親族の方、推薦者の方もご出席できます。

日時 : 令和2年6月27日(土)、18:00~20:00

会場 : 東京都内

出席者: 最終合格者、本財団職員、役員、選考委員、学校関係者、本財団採用の帰国奨学生、ほか

#### 11. その他

本募集要項についてのお問い合わせ、応募書類の送付先は下記までお願いします。なお、ご提出された応募書類は本財団の責任において保管、または破棄を行い、返却はいたしませんのでご了承ください。

《お問い合わせ・応募書類送付先》

公益財団法人 恵国際交流財団 事務局 宛

〒358-0026 埼玉県入間市小谷田2丁目2番20号

TEL 04-2960-0015

FAX 04-2941-5092

メール megumi.zaidan@gmail.com

※お問い合わせはメールでお願いします

以上